

新地町福田定住住宅建築支援補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本町が定める新地町福田定住住宅地分譲要綱（以下「要綱」という。）に基づき分譲する福田定住住宅地（以下「分譲地」という。）購入者に対する支援策として、取得した分譲地に住宅建築を行う場合に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新地町補助金等交付規則（昭和50年新地町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲 要綱に定める分譲地の所有権を譲渡することをいう。
- (2) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及びその他町長が指定したもの（本町及び本町以外の市区町村に納付すべきものを含む。）をいう。

(補助対象住宅)

**第3条** 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること。
- (2) 戸建住宅の延べ面積は、住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）において定める一般型誘導居住面積水準（ $25\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 25\text{m}^2$ 以上）であること。
- (3) 福田定住住宅地へ建築された住宅であること。

(補助金交付対象者)

**第4条** 補助金の交付対象者は、要綱に基づき分譲地を購入した者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としなないものとする。

- (1) 同一世帯員に町税等の滞納者がいる場合。
- (2) この要綱に基づく補助金を交付されたことがある同一世帯員がいる場合。
- (3) 同一世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員である場合。

(補助対象経費)

**第5条** 補助対象となる経費は住宅建築に係る経費とし、次の経費を除いた額とする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は住宅建築に係る経費の2分の1を乗じた額とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一年度において、新地町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和2年新地町訓令第6号）による補助金の交付を受けている場合は、この事業で交付された補助額を差し引くものとする。

(補助金の申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者は、新地町福田定住住宅建築支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第10号様式）
- (2) 同一世帯員の住民票の写し
- (3) 補助対象住宅の請負契約書の写し
- (4) 補助対象住宅の案内図、配置図、平面図（居住部分の延べ面積が確認できるもの。）
- (5) 納税証明書又は非課税証明書
- (6) この補助金の振込口座となる申込者の預金通帳等の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、契約日以後1年以内に行わなければならない。

3 町長は、第1項の申請があつたときは、速やかに第3条及び第4条に掲げる要件を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、新地町福田定住住宅建築支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

4 新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金交付要綱（令和2年新地町訓令第12号）による補助金の交付申請を行うものは、第1項第2号から6号までの添付書類を省略することができる。

(補助金の変更の申請)

**第8条** 受給者は、第4条に規定する交付対象者でなくなつたとき又は申請内容に変更が生じたときは、速やかに新地町福田定住住宅建築支援補助金変更承認申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、規則第6条1項に規定する別に定める軽微な変更に該当する場合はこの限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合において、これを適当と認めるときは、受給者に新地町福田定住住宅建築支援補助金変更決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の実績報告）

**第9条** 受給者は、補助対象住宅を取得した日から30日以内又は補助金の交付決定があつた日から30日以内のいずれか町長が定める日までに新地町福田定住住宅建築支援補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 移住後の同一世帯員の住民票の写し
- （2） 補助対象住宅の不動産登記事項証明書
- （3） 補助対象住宅の取得時における平面図及び写真
- （4） 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項及び第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し
- （5） その他町長が必要と認める書類

2 新地町「来て しんち」住宅取得支援事業補助金交付要綱による実績報告書の提出を行うものは、第1項第1号から4号までの添付書類を省略することができる。

（補助金の額の確定）

**第10条** 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査により、その報告が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、受給者に補助金を交付するとともに、新地町福田定住住宅建築支援補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

**第11条** 受給者は、補助金の交付を受けようとするときは、新地町福田定住住宅建築支援補助金請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

**第12条** 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年以内に補助対象住宅から転居したとき。
- 2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による補助金の交付決定の取り消しの通知は、新地町福田定住住宅建築支援補助金取消通知書（第8号様式）により行うものとする。

(補助金の返還)

**第13条** 町長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、受給者に対し新地町福田定住住宅建築支援補助金返還命令書（第9号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

**第14条** 受給者は、補助対象住宅を取得した日から10年間当該住宅を処分してはならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(補足)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。